別紙様式第六（第十六条関係）（表面）

自衛官特定疾病療養受療証

本証は、自衛官候補生、予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒についても、共通して使用できる。

年　月　日交付

認定疾病名		
自衛官診療証記号番号		
所属階級		
氏名（生年月日）	（　年　月　日生）	男女
住所		
自己負担限度額		
発行期日	年　月　日から有効	
発行者 部隊名等		
発行者 所在地		
発行者 機関名		
発行者 官職印		

別紙様式第六（裏面）

注　意　事　項

1　この証の交付を受けたときは、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保持してください。
2　この証によって認定疾病に係る保険診療を受ける場合は、窓口で支払う一部負担金等の額は、医療機関等ごとに１か月に表面に記載された自己負担限度額を最高限度とします。
3　医療機関等について認定疾病に係る保険診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。この場合には、その認定疾病に係る療養が終わるまで、この証は保管されて、療養が終わってから返付されます。
4　自衛官等としての身分を失ったときは、５日以内にこの証を発行者に返納してください。
5　不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
6　表面の記載事項に変更があったときは、直ちに発行者に差し出して訂正を受けてください。

別紙様式第七（第十六条関係）

防衛省共済組合　　支部長　殿

（実施機関の長）

高額療養費に関する通知書（　　年　　月　　日分）

次のとおり通知する。

本人欄						被扶養者欄		
番号	所属	階級	氏名（生年月日）	金額	備考	氏名	金額	備考

備考１　この通知書は、自衛官等が療養を受けた月ごと作成し、送付する。ただし、書面で行う場合には、３部作成し、うち２部を送付する。
2　自己負担額が21,000円以上のものを記入する。該当者がない場合「該当者なし」とする。
3　金額欄には自己負担額（令第１７条の６第１項第２号に規定するなお負担すべき額があった場合は、その費用の額）を記入する。
4　備考欄には令第１７条の６第１項第１号以外に該当する場合その適用される条、項及び号の番号を記入する。
5　該当者ごとの診療報酬請求書（写）を添付する。
6　共済組合からは、被扶養者欄に記入の上返送される。
7　用紙寸法　日本産業規格Ａ列４番